

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和6年9月12日（木）
午前10時01分～午前11時53分
場 所： 第一委員会室

出席委員 (7人)	委員長	藤原 マサノリ	副委員長	池田 けい子
	委員	池田 桂	委員	藤條 たかゆき
	委員	折戸 小夜子	委員	しのづか 元
	委員	きりき 優		
	議長	三階 道雄		

出席説明員	健康福祉部長 (兼) 福祉事務所長	伊藤 重夫	保健医療政策担当部長	本多 剛史
	福祉総務課長	松崎 亜来子	生活福祉課長	関 隆臣
	健康推進課長 (兼) 健康センター長	金森 和子	保険年金課長	河島 理恵
	高齢支援課長	五味田 福子	介護保険課長	原島 智子
	障害福祉課長	平松 渉		

案 件

件 名	審 査 結 果
1 第84号議案 多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例の制定について	可決すべきもの
2 第85号議案 多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
3 第86号議案 多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
4 第87号議案 多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
5 第88号議案 多摩市特定疾病者福祉手当条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
6 所管事務調査 認知症の方及びそのご家族が、地域で安心して暮らすための支援について	了承・継続調査
7 行政視察について	了承
8 特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 令和7年度以降の母子保健・児童福祉の一体的相談支援体制について	健康推進課 子ども家庭支援センター
2 健康センター大規模改修の工事開始時期の変更について	健康推進課
3 新型コロナワクチン定期予防接種の実施について	健康推進課
4 健康保険証の廃止について	保険年金課
5 多摩市国民健康保険運営方針の策定について	保険年金課
6 生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について	福祉総務課

7	新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置に係る給付事業等の概要と実績について	福祉総務課
8	令和5年度 生活保護費返還金の状況について（報告）	生活福祉課
9	多摩市手話言語条例の素案について	障害福祉課
10	令和5年度 多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達実績について	障害福祉課

午前10時01分開議

○藤原委員長 ただいまの出席委員は7名である。

定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

○藤原委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第84号議案多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○本多保健医療政策担当部長 第84号議案について提案の理由を申し上げる。本案については、歯と口腔の健康は全身の健康を保持増進させ、健康格差の縮小及び健康寿命の延伸を図る上で重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健の推進に関する基本理念、それと関係者の役割、責務、基本的施策を定めて多摩市全体で歯科口腔保健を推進し、本市の目指す健幸都市の実現を目的に条例を定めるものである。

検討に当たっては、令和4年12月に学識経験者や多摩歯科医会、関係団体、公募市民で構成する多摩市歯科口腔保健推進条例検討委員会を設置し、検討を進めてきた。令和6年1月に検討会案を取りまとめ、その後パブリックコメントを経て条例案の策定に至ったところである。

詳細については金森健康推進課長から説明をさせていただく。

○金森健康推進課長 それでは、案件1、健康推進課の多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例の制定についての解説資料をご覧願う。

まず1ページ目になる。こちらが条例の構成を示したものとなっている。本条例については、この常任委員会において3月に一度条例素案を報告させていただいていた。その後6月にパブリックコメントの状況を報告させていただき、そのパブリックコメントの中で1か所だけ条例本文に反映させていただいている。それについては中でご説明をさせていただければと思う。この条例の構成については特に前回と変えていない。第1条から第10条まで、このような形となっている。

続いて、おめくりいただいて2ページ目、前文になる。こちらが本条例を策定するに当たり、健幸都市を目指す多摩市において条例に込める思いを市民の皆様にはわかりやす

い文章で表現させていただいたところになる。こちらを読ませていただく。

多摩市の市民の誰もが健康で、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子どもから高齢者まで誰もが幸せを実感できる健幸都市を目指している。歯と口には食べる、飲み込む、話すなど、私たちが健やかで幸せに生きていくためにとても大切な役割がある。歯と口の健康は全身の健康にもつながるため、虫歯や歯周病などの歯科疾患の予防、自分の口でしっかりかんで食べるための口腔機能の獲得、維持及び向上などに取り組むことが大変重要である。こうした取り組みは、虫歯や歯周病になってから始めるのではなく、生まれてから人生を全うするまで生涯にわたって続けていくことが必要であり、家庭だけではなく学校、職場、地域などにおいて集団で取り組むことや、かかりつけ歯科医をもって定期的に専門的なケアを受けることが大切である。このため私たちは、市民一人ひとりが正しい知識を持ち、歯と口の健康のための取り組みを行うことを促進するとともに、多摩市や歯科医師等をはじめとして、保健、医療、社会福祉、労働衛生及び教育に係る者、事業者、医療保険者など社会全体で協力し、誰一人取り残さない歯と口の健康のための取り組みを推進するためこの条例を制定するとさせていただいた。

続いて、3ページ目、第1条、目的となる。こちらは提案理由でもお話ししたように、歯と口腔の健康は全身の健康に関連するということが考えられる。歯科口腔保健の推進に関する基本理念や関係者の役割・責務、基本的施策を定めることで多摩市全体の歯科口腔保健を推進し、健康格差の縮小、健康寿命の延伸、ひいては市民の誰もが健やかで幸せを実感できる社会につなげていくというところを記載させていただいている。

続いて、次のページをご覧願う。こちらは第2条、定義となっている。こちらにはパブリックコメントの意見を反映し追加した部分が第6号にある。こちらであるが、パブリックコメントのご意見として、例えば歯と口の健康はとても柔らかい表現であるが、「口腔機能の獲得」、「口腔の健康」、「歯科口腔保健」などの言葉が多く登場しているが、「口腔」という言葉は聞き慣れない人が多いのではないかというご意見をいただいた。そこで、この定義を第6号に追加させていただいたところになる。歯と口腔というところで定義をさせていただいた。

続いて、次のページをご覧願う。第3条、基本理念となっている。ここは3つの理念を以前から変えていない。第1号には、市民が自主的に歯科疾患の予防により口腔の健

康の保持に取り組むことを支援すること、第2号には、ライフステージごとの特性を踏まえた取り組み、併せて、さらに多様な生活環境、社会環境等も踏まえた所得格差、言語や文化の違い、障害の有無などに関わらず、ライフコースに沿った適切かつ効果的な歯科口腔保健の推進に取り組むということを表示している。こちらのライフコースについては、次のページに注釈をつけさせていただいている。これはライフステージ別で区分するのではなく、それぞれの人が人生をどのように過ごしてきたかというところを胎児期から高齢期までつなげて捉える考え方ということで、厚生労働省なども今取り組んでいる考え方を含めた基本理念としたいと考えている。また、第3号については、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他関連する分野の施策との有機的な連携、総合的に取り組みを推進するということで、この3つの基本理念とさせていただいた。

次のページをご覧ください。6ページ目になる。こちらの第4条から第6条にかけては、おのおの役割ということで定めている。こちら前回と変わっていない。第4条は市民の役割、市民が自主的にホームケア、コミュニティケア、プロフェッショナルケアにより歯と口腔の健康保持に努めることが必要であるということから役割を定めている。

第5条については、保健医療等関係者がそれぞれの業務において市民の歯科口腔保健を推進すること、市や歯科医師等の連携を行うことを役割として求めるために役割を定めさせていただいている。

続いて、第6条は、事業者が定期的な歯科健診や歯科口腔保健指導を受けるために必要な配慮ができるように、そういった必要性について、その促進に努めることということを決めるために役割として掲載させていただいている。

次のページをめくっていただいて、第7条、第8条は、中心的な役割を担うということで歯科医師等と市については責務ということで定めている。第7条、歯科医師については、基本理念にのっとり歯科口腔保健の推進に必要な取り組みを行っていただくこと、市及び保健医療関係者との緊密な連携を図り、施策に協力していただくということで、また医科との連携を実施していただくということで責務とさせていただいている。

第8条、市の責務については、市は、市民自らが実施する口腔ケアの適切な方法その他の歯科口腔保健に関する正しい知識の普及、また、その後第9条に示した基本的施策に掲げる歯科口腔保健の推進に関する施策を推進していくこと、これらを総合的、効果的に実施する責務がある、また、様々な関係者と連携して推進していく必要があるとい

う中心的な役割から責務とさせていただいている。

第9条になる。こちらは基本的施策となる。第1号から第7号まで定めている。こちらは、アンケート等を取ったことから明らかになった課題、庁内委員会や策定委員会から出たご意見を踏まえて基本的施策を定めさせていただいている。

次のページをご覧ください。細かくそれぞれについて書かせていただいている。第1号は、市民自らが行う口腔ケアの適切な方法その他の歯科口腔保健の正しい知識の普及啓発に関する施策。

第2号は、定期的な歯科健診の受診の促進並びにかかりつけ歯科医による専門的な口腔衛生管理、必要に応じた歯科保健指導を定期的かつ継続的に受けることの普及啓発による施策、このあたりについては、いずれにしてもアンケートなどから知識不足やかかりつけ歯科医を持つ割合が都の調査に比べて低くなっていたことから掲げさせていただいている。

第3号は、乳幼児期から高齢期までの年齢に応じた歯科疾患の罹患及び重症化の予防に関する施策。乳幼児期から学齢期の虫歯予防、妊娠期を含む成人期の歯周病の予防、高齢期の全身のフレイルともつながると言われている摂食嚥下機能の低下、口腔機能の低下の予防、早期発見など、ライフステージ別だけではなくライフコースに沿った予防的施策を展開していきたいということで掲げている。

続いて、第4号になる。こちらは地域及び職域における集団での歯科口腔保健に関する取り組み、健康増進事業、食育その他の歯科口腔保健の推進に関する施策とさせていただいている。こちらは学校などのコミュニティケアの取り組みの推進、その他食育の観点からの推進といったことを含めさせていただく文言となっている。

第5号になる。こちらは障がい者、介護を必要とする者の歯科口腔保健に関し、特別な配慮を必要とする者が定期的に歯科健診を受け、必要に応じて歯科医療及び歯科保健指導を受けることができるようにするための必要な施策となっている。こちら実施のアンケートなどから課題が見つけられたので、そういったところからこの文言を入れて施策の展開を考えていきたいと思っている。

次のページをご覧ください。第6号、災害時における歯科医療体制の整備、歯と口腔に関わる健康被害の予防等に関する施策となっている。こちらは、ちょうど能登半島の地震もあり、健康被害の二次被害の予防という観点から、災害時における健康被害の予防施策ということで挙げさせていただいている。

また、最後の第7号であるが、こちらについては、今までに挙げたもののほかで歯科口腔保健の推進に関し必要な施策を推進していくということで掲げさせていただいた。

最後、第10条は委任ということで、この条例の施行に関し必要な事項は多摩市長が別に定めるとさせていただいている。例えばとして書いているが、市が歯科口腔保健の施策を推進するために、基本的施策の実施に関わる評価指標を設定し、必要な調査分析を行い、当該評価を行うことを想定して書かせていただいている。

以上、条例についてのご説明である。

○藤原委員長 これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

○しのづか委員 この歯科条例については、東京都内では近隣の日野市などがこの歯科に関する条例を早くから策定していると承知しているが、今議会に提案された多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例は、他の先進自治体の条例と比較してどういった点に留意して作成したのか。特徴などがあれば教えていただきたいと思う。

○金森健康推進課長 特徴ということでお答えをさせていただければと思う。まず1点目、この条例名であるが、少し長い条例名にはなったが、多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例ということで、市民の皆様にとってわかりやすく、この条例に何が書いてあるのか親しみやすいということで条例名をこのようにさせていただいた。ほかの自治体は比較的硬めの健康づくりぐらいしかないが、わかりやすい文言とさせていただいたところがある。

続いて2点目は前文である。冒頭に前文を読ませていただいたが、こちらはやはり健幸都市の実現、まちづくりを推進する多摩市としての思いを込めさせていただいたところで、前文を置いているところも多摩市の特徴と考えている。

あと3点目には、基本理念のところライフステージだけではなくライフコースという考え方を取り入れたということをお伝えしている。こちらは、私どももこういったところで勉強させていただいたところになるが、ライフステージ別で切っていくのではなく、その方にとっては生活史があり、歴史があり、いろいろな関係があって今に至っているところでの現在の歯科口腔の状況でもあるので、そういうところも踏まえた上の指導や施策を考えていきたいと思っている。

あとは、第9条の基本的施策のところ災害を入れさせていただいた。こちらについてはほかの条例にはないもの

と認識させていただいている。こちらについては、災害時における口腔ケアの必要性がうたわれているので、そちらを入れさせていただいている。

最後であるが、今回解説をつけさせていただいた。逐条解説をつけている条文もなかなかないので、市民の皆様理解していただきたい、わかりやすいようにということで解説文をつけたものを準備させていただいたところが特徴かと考えている。

○しのづか委員 非常に細かく検討されて提案されたというのはよくわかった。この条例というのは、策定して終わりではなく、策定後の取り組みが大切であると思う。より具体的な取り組みを進めることで歯科口腔保健を推進していくことが重要だと考えるが、直近ではどのような施策に取り組んでいく予定があるのか、答えられる範囲でお願いします。

○金森健康推進課長 まず今年度であるが、今回9月に上程させていただいてお認めいただければということもあるが、それだけでなく歯科口腔保健の周知啓発が、今回アンケートで知識の部分や必要性の部分が皆さんにまだ周知されていないというところがあったので、まずは広報に歯科口腔保健の内容を掲載させていただいている。6月5日号に虫歯予防、続いて8月20日号に歯周病予防のコラムを掲載させていただいた。そういった形で広報を使った施策を今後も実施していこうと考えている。

あと予算をお認めいただいている部分でリーフレットを作成し、歯科口腔保健に関するものを幅広い年代別でこれから作成していきたいと思っている。

直近で10月6日であるが、歯科口腔保健に関する講演会を実施する予定になっている。歯と口の健康を推進する条例に関するシンポジウムを実施することにしており、こども周知啓発を実施していきたいと思っている。

あとは、今年度からモデル事業というので、お子様への指導、特に食べ始める最初の保育園に行っておられる0歳から1歳の方を対象にしたモデル事業を実施しようと思っている。口腔機能の獲得、離乳食が始まったときにきちんとかむことを覚えていくというその過程の中で、うまく過程が進まない場合に、しっかりかむことができなったり、丸呑みになってしまったりということで口腔機能の発達不全なども最近問題になってきている。そういったところでのモデル事業として保育園への研修会のような形ができればと考えている。あと、そういった口腔機能の獲得や維持向上のためにそしゃくチェックガムというのがあるが、そういうのを利用して様々なイベント等を実施するときに啓

発をしていきたいというのが今年度直近で考えているところとなっている。

〇しのづか委員 国の経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる2022年の骨太の方針に、生涯を通じた歯科健診の具体的な検討の歯科口腔保健の充実に関する内容が盛り込まれていて、この条例を策定する上では多摩市においても切れ目のない歯科口腔保健施策の展開を推進する必要があると考える。歯周病健診など歯科の健診については、次年度の予算への影響もあると思うが、何か考えていることがあるのか。

〇金森健康推進課長 現在、歯周病健診であるが、健康増進法で今年度から20歳と30歳が追加されたというところもある。多摩市の場合は今30歳、40歳、50歳、60歳、70歳ということで10歳刻みで実施をさせていただいているが、かかりつけ歯科医を早く持っていて予防的な観点から若い世代からの啓発も必要であろうと考えているので、来年度は20歳も追加する案について検討していきたいと考えている。併せて、先ほどもお話しした乳児期からが一番大切だということもあるが、例えば妊娠期の妊婦健診なども今集団検診でやっている。ご家庭でのホームケアという観点からも、そういった妊婦さんや子育て世代の方に関して何か歯科口腔保健の取り組みができないかということで、今内部で検討させていただいているところである。

〇しのづか委員 若いうちから予防的なケアを考えているということで、これは非常にいいことだなと思うが、前から私も言っているように、10年刻みというのが少し長過ぎるかなど、健診の機会をもう少しふやしてもらうことも今後検討していただければと思う。

それでは、条例の中身について少し伺う。条例の第9条、具体的施策で、先ほども特徴のところでも発言があったが、災害時における施策が述べられている。災害時の非常持ち出しの周知啓発などの記載があるが、市としての準備、災害時の歯科関係の備蓄についてはどのようなことを検討しているのか。

〇金森健康推進課長 災害時の備蓄というところでは、防災安全課とも連携して今検討させていただいている。先ほどもお話しした能登半島沖地震、その前の地震でもやはり口腔内の清潔が保てないということで誤嚥性肺炎になってしまうという健康二次被害なども起こっている。そういったことを予防する上ではやはり口腔ケアの必要性というところがあるので、備蓄として例えば歯磨きシートのようなもの、あと今1回分のマウスウォッシュなどもあるようで、そういったものが備蓄できないか、また必要数を整理

した上で準備・予算化できればと考えているところである。また、歯科口腔保健の災害時のマニュアルも随時作成していく予定にしている。

〇しのづか委員 この条例策定前にいただいた資料で「多摩市における歯科口腔保健の推進の方向性について」という資料の中に、具体的な取り組み例として、この条例にも反映されている事例が幾つか挙げられている。その中に民間のノウハウを利用した取り組みというのがあるが、何か具体的に考えていることはあるのか。

〇金森健康推進課長 民間のノウハウの利用というところであるが、まずはふだんから連携を行っている多摩歯科医会との連携とともに、今回虫歯予防やかむことを研究しておられる企業の株式会社ロッテさんとの連携協定に向けて、多摩市と歯科医会、株式会社ロッテさんとの三者協定を結ぶ方向で今協議をさせていただいている。民間が持つ技術、いろいろなノウハウを持っておられるし、先ほどお話ししたそしゃくチェックガムなども利用ができればというところで今お話をさせていただいているので、こちらは乳幼児期から学齢期もしくは高齢期にかけて利用できるものとなっている。幅広い世代で利用できるというところがあるので、こういった民間の様々な知見なども利用させていただきながら、多摩市が目指すいつまでもおいしく食べて誰もが笑顔でいられるまちというところを目指していければと考えている。

〇しのづか委員 今後いろいろな施策の展開を考えていることはよくわかった。その施策展開の進行管理と評価も重要だと考える。条例の第10条の解説でも、先ほどご説明があったように評価化指標の設定や必要な調査分析を行い、当該指標の評価を行うとあるが、何か委員会などの設置は考えているのか。

〇金森健康推進課長 今お話があったように、第10条にそのように書かせていただいている。こちらについては、今後委員会等の会議体を設置して評価できるような体制を考えていきたいと思っている。委員については、できるだけ現場レベルの方々、現場のことがしっかりとわかる構成とさせていただきたいと思っているところである。具体的な数値目標は、東京都なども東京都歯科保健推進計画「いい歯東京」をつくっておられるのでそういったところも参考にしながらと考えているが、委員会の中で学識の方からお話があったが、歯科に関する数値目標はすぐに改善するものではないので、長期的な視点で見えていくことが必要だというアドバイスをいただいている。そういったことから、こういった会議体を作成することによって継続して評価し

ていけるような体制を策定していきたいと考えている。

○しのづか委員 よくわかった。今後しっかりと取り組みを進めていただきたいと思う。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

池田けい子委員。

○池田（けい子）委員 市民への周知として既にたま広報に掲載していただいているということで、それを知った市民の方からご心配のお声があったが、この条例をつくるにも多摩市歯科医会の先生方に本当にご協力いただき力をいただいているが、かかりつけ医を持っておられる市民の方の中には歯科医師会に加入していない歯科に通われている方がいて、その辺でどういう変化があるのか、何かそごがあるのかというようなご心配をされている方がおられる。第5条からは歯科医師の先生方と密に連携するというようなことが随時出てくるが、この歯科医会に加入している先生方とそうではない歯科医の方々との連携はどのように考えているか、また、そごがあるのかどうかを改めてお聞きしたいと思う。

○金森健康推進課長 今回この条例を定めるに当たって、今ご質問者からもあったように歯科医会の先生については委員会にも入っていただいて、この条例の中身についても議論させていただいたところである。確かに多摩市内で開業されている歯科医の先生全てが歯科医会に入っておられる方ではないというところでは、この条例の素案ができた段階でそれ以外の先生方にも全て素案を一度お送りしてご覧いただいている。歯科医師の責務というのは歯科医会だけにかかっているものではなく歯科医師の先生方全員にかかるものであるので、そういったことをご意見があればということで送付させていただいている。残念ながらご意見はなかったが、こういったことで周知をしながらご協力をいただければと考えている。

○池田（けい子）委員 歯科医会に加入されている、されていないというのはいろいろそれぞれご事情があるのだろうが、かかりつけ医としている市民の方々は、そういうところとは別に問題なく行きやすかったり、また先生との相性もあって選ばれていると思うので、ぜひそごがないような情報の提供と、また協力のご依頼なども丁寧に今後ともやっていただいて、市民の方々がどこに行かれても多摩市のこういう歯科の条例にのっとった歯の健康が保てるようにしていただければと思うのでよろしくお願ひしたいと思う。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

きりき優委員。

○きりき委員 歯科口腔保健ということで、当然栄養を摂取する上で歯というのは大変貴重な器官であるし、かむことによって全身の健康、筋肉、骨格、また循環器系にも好影響があると。先ほどもご説明あったが、誤嚥性肺炎に関しては、口腔ケアの重要性が最近言われていて、高齢者の死亡の一番の原因として肺炎が多いということで、口腔ケアというのは大変重要であるし、最近の研究によると認知症の予防にも口腔ケアが重要であるという話もあるので、こういった条例を制定することによって啓発や実際に口腔ケア施策を進めていただくということは非常に重要だと思うが、もう1点、こちらはもちろん当然歯科口腔ケアに関する条例であるので本筋からは外れるのかもしれないが、例えば子どもの養育環境について、口腔衛生を進めていく上で何かしらの支援や介入のきっかけになるというケースもあるかと思う。そういった幅広い意味での福祉保健との連携に関してこちらの条例には特に言及がなかったかと思うが、その辺りに関してもしお考えがあればお聞きしておきたいと思う。

○金森健康推進課長 今質問者からご意見があった様々なそういった環境のことについては、先ほどライフコースのところでも少しご説明をさせていただいた部分に入ってくるかと思っている。やはり環境を与える肺炎の歯科口腔への影響というのは非常に大きいものと、こちらもいろいろアンケートを取らせていただいたり、いろいろ現場の声も聞かせていただいたり、健康推進課でやっている健診の中でも見られる部分になっている。そういったことはライフコースの考え方の基本理念のところに入っている。5ページ、第2号に「多様な生活環境、社会環境等を踏まえ」というのがあるが、そういった意味も含んでいるところになるので、リスクのやや高い方に関して個別的にどのような形でのケアが必要なのかということについては、福祉のところとも連携しながら今後の施策を進めていきたいと考えている。

○きりき委員 自分で質問をしておいてであるが、こういったことを前面に押し出してしまうことによって逆に工夫したいというような環境があった場合に、歯科口腔衛生も含めて福祉の制度につながらないようなことがあり得るかもしれないので、福祉や介入につながるということをあまり前面に出すことが正しいのかどうかは難しいところだと思うが、そういった別の視点から救える療育の環境、もつと云えば命をしっかりと行政がセーフティーネットとしてつかんで、救える命をしっかりと救っていただいて、将来につなげていただければと要望して終わる。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

折戸小夜子委員。

○折戸委員 この条例が具体的に進められるということは大変いいことだと思っている。それで、今かむ力ということがあったが、生活習慣が非常に大きく影響してくるかと思う。もちろん歯みがきもそうであるし、うがいもそうであるが、やはりかむということで唾液をたくさん出すことによって、物を食べるときはそしゃくして胃に送るわけで、そういういい環境で物を胃に送っていくということが全身の健康をつくる上で基本的なことだと思う。かむ力を持続していくということは、生活の仕方、文化の違いもあるが、日本人はガムをかむ習慣がほかの外国の方と比べて少ないと思う。そうすると、ある面で新しい文化かもしれないが、かむ力を習慣化していく、そういうものも取り入れていくためには、先ほど民間のノウハウと言われていたが、そういう面でのかむ力を持続するための一つの生活習慣、ガムということではキシリトールなどがあって虫歯予防のものが中に入っているわけであるが、そういったことがこれからの生活様式、また歯を健康に保つ上における生活習慣の一つとして捉えていくことが大事なことはないかと思う。そういう点でいろいろな方との連携を取りながらぜひパンフレットなどにもきちんと載せられて生活習慣を変えていくという手法も必要かと思うが、そういう点でのお考えはあるのか。

○金森健康推進課長 今ご質問者が言われたようにガムをかむというのが今非常に減ってきている、特にお子様たちもあまりガムをかまないといいところでは、これはそれぞれ民間の株式会社ロッテの方からもいろいろ教えていただいて、風船ガムを今膨らませられないお子様も非常に多いと、口腔機能が十分に発達できていないというところもあるようで、そういった方に例えば風船ガムトレーニングのようなものをされたりしているという話を聞いている。市の中でどのような形でそういったことを進めていくかまだはっきりとは決めていないが、そういった民間のノウハウもあるので、そういったことも参考にさせていただきながら、しっかりかむことというのはお子様からお年寄り、年齢が高い方にかけても非常に重要なことなので、そういったことについて中心的に進めていければと考えている。

○折戸委員 確かに今、小さいお子さんから老人までなのであるが、だんだん年をとっていくと健康できちんとした、1本も虫歯がないように最後までというのが一番理想であるし、そうありたいと思うが、なかなかそうはいかなくて、入れ歯を入れる。そうすると入れ歯ではガムがかめない。

いろいろプラスチックで、要するに化学反応してくっついてしまう。くっつかないガムも今あるのだろうが、そういう見分けもできないだろうし、だから、ある面で入れ歯でもかめるガム、あるいは入れ歯そのものをガムが食べられるようなものにしていくという点で、ぜひそういうことの、入れ歯を作る側にとってもきちんと科学的な見地からできるように、またガムも、そういったかむ力をつけていくという点においては非常に大事である。かまないと絶対に唾液は出てこない。若いうちは自然に出てくるが。それがやはり一番大事なことなので、このかむ力を継続するという点において習慣化する方法をぜひつけられるように努力していただきたいと思うので、よろしく願います。

○本多保健医療政策担当部長 今、折戸委員からお話があったように入れ歯の方はなかなかガムがかめないということで、我々もそこはどのように改善したらいいのかということで株式会社ロッテさんとも話をする中では、先ほど言われたように入れ歯にくっつかないようなガムが今あるようで、そういったものを使いながら、健康福祉部内でも高齢支援課でやっているような介護予防教室といったところに我々も出張して、こういったものを活用しながらかむ力を改善していきたいと考えており、健康福祉部内での協力を得ながらそういった啓発を進めていきたいと考えている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第84号議案多摩市みんなの笑顔が広がる歯と口の健康を推進する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、第85号議案多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○本多保健医療政策担当部長 それでは、第85号議案について提案の理由を申し上げる。今回2点の理由から多摩市国民健康保険条例の一部改正を行うものである。

まず1点目であるが、現在使用されている健康保険証が令和6年12月2日に廃止されることに伴い、健康保険証に関する文言の変更を行うものである。

2点目は、現在の条例に、特別な事情があると認められる場合を除いて保険税を滞納している世帯主に保険証の返還を求め、これに応じない者に対して10万円以下の過料を課することができるという規定がある。健康保険証が廃止されるので、健康保険法の改正が行われることと連動する改正である。

詳細については、河島保険年金課長からご説明をさせていただきます。

○河島保険年金課長 それでは、第85号議案資料をご覧願う。委員の皆様は既にご存じの件になるが、12月2日に現行の健康保険証が廃止となる。それに伴い、多摩市国民健康保険条例の一部改正が必要となった。資料の概要の2段落目、本多保健医療政策担当部長からも説明があったように、特別な事情があると認められる場合を除いて、保険税を滞納している世帯主に保険証の返還を求め、これに応じない者に対して10万円以下の過料を科す規定を設けることができることを規定した国民健康保険法第127条第1項の一部が削除されることとなったことによるものである。

下の改正内容の②をご覧願う。現行の国民健康保険法第127条に保険の資格に関して届け出をしない、虚偽の届け出をした場合及び滞納世帯で特別な事情がある場合を除いて保険証の返還を求め、これに応じない場合は市町村の条例で定めることができるようになっており、条例第14条の一部、滞納世帯の保険証返還の箇所を削除するものとなる。また、それに併せて条例の項番が変わってくるので、その箇所も変更となる。

健康保険証の廃止に伴い、保険税の滞納者に対して交付していた短期の被保険者証、6か月、1年というのがあるが、その仕組みは廃止となる。さらに、長期にわたる保険税滞納者に対する納付を促す取り組みとしてこれまで行われていた医療機関で10割負担となる資格証明書の交付にかえて、特別療養費、10割負担のことであるが、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を行う予定になっている。それは、従前と同様10割負担の領収書を持って国民健康保険の窓口で7割分の支給を受けるという仕組みで、それに合わせて窓口で納付相談、納付指導、または納付を促すことが可能となることになる。医療保険者については、現在も同様であるが、その被保険者が10割負担対象であることを登録しているので、医療機関はオンライン資格確認においてその旨が確認できるようになっている。また、マイナ

保険証をお持ちでない対象者については、資格確認書にその旨が表示される予定になっている。

続いて、改正①の文言整理になるが、今まで国保の運用上支障はなかったが、今回の改正に合わせ、国が示す条例の標準例に合わせることにさせていただきたいと考えている。第5条は70歳以上の方で、一定の所得以上の方は3割負担になること。そして第7条と第8条、出産育児一時金と葬祭費になるが、他の医療保険で既に当該支給を受けている場合は国民健康保険で支給しないというところを明示したものになる。説明は以上なる。

○藤原委員長 これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

藤條たかゆき委員。

○藤條委員 こちらの特別な事情というのは大体どういった事情を指すのか。

○河島保険年金課長 特別な事情というのは、滞納している原因によるが、前年度課税となるので前年度には収入があったが病気やけがで仕事ができなくなってしまった等、ご本人に限らずご家族であっても、本人の責任によらない事情があった場合ということになる。

○藤條委員 ちなみに12月2日で現行の紙の健康保険証が廃止ということであるが、それに代わって資格確認書というものが出てくると、結局これも紙ということだと思うが、そうすると結局その新しいものを発行することによってまた事務コストも新たに発生してきてしまうのではないかと思う。マイナ保険証に一本化するというメリットが失われてしまうのではないかと思うが、そこについての所感を伺いたいと思う。

○河島保険年金課長 現在マイナ保険証に既に登録してご利用されている方と、まだ登録されていない方がおられる。登録されていない方については、資格確認書という紙の証書をお渡しして保険診療を可能とすることになる。こちらのコストについては国から財源負担がある。被保険者の皆様が安心して保険診療を受けていただくというところについては、事務の手間もあるが、そこは取り残される方がおられないようにきちんと対応していきたいと考えている。

○藤條委員 そうすると、マイナ保険証に登録しない方が1人でもいる限り資格確認書というものはなくなるということなのか。

○河島保険年金課長 当面の間となっている。この後の協議会で、現行の健康保険証の廃止についてまたご説明をさせていただきたいと考えている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第85号議案多摩市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第3、第86号議案多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○伊藤健康福祉部長 それでは、第86号議案について担当課長の五味田高齢支援課長から説明をさせていただきます。

○五味田高齢支援課長 本案は、介護保険法施行規則が一部改正され、地域包括支援センター運営協議会に係る規定の条項ずれが発生したため、多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の中において当該規定を引用している部分を改正するものである。

改正条例の施行は公布の日を予定している。

説明は以上である。

○藤原委員長 これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第86号議案多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第87号議案多摩市指定介護予防支援等の事業

の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○伊藤健康福祉部長 第87号議案については担当課長である原島介護保険課長からご説明をさせていただきます。

○原島介護保険課長 本条例案であるが、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正があった。これに伴い、当該事業の運営等の基準を定める本条例においても条項ずれが生じたため、こちらに対応する内容となっている。条例本体の内容については、特に変更はない。

また、こちらの改正条例の施行は公布の日を予定している。説明は以上である。

○藤原委員長 これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第87号議案多摩市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第88号議案多摩市特定疾病者福祉手当条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○伊藤健康福祉部長 それでは、引き続き第88号議案については、平松障害福祉課長からご説明をさせていただきます。

○平松障害福祉課長 多摩市特定疾病者福祉手当条例の一部改正についてということで説明させていただきます。難病の方向けの月6,000円の手当になるが、現在東京都の難病等医療費助成の該当者の方に受給者証医療券というのがあるので、その方を対象として手当をお出しさせていただいている形になる。今回令和6年4月の国の改正難病法施行に

に伴い、東京都から、難病等罹患者のうち都難病医療費助成制度が非該当になった方に対しても新たに特定疾病登録者証というのが発行されることになった。一方、登録者証の所持者については、多摩市特定疾病者福祉手当の支給対象にはならないものと考えているので、それに伴う条例改正をして支給条件を改めて明記するものになる。

登録者証であるが、改正難病法の施行に伴い、4月から登録者証制度を廃止しているが、東京都については令和6年10月半ばから対象者が特に希望した場合に紙券を発行するような形になっており、活用イメージとしては、ハローワーク等で難病患者であることを証明して制度を利用できるということで説明をいただいている。

特定疾病者福祉手当条例施行規則の部分であるが、手当の支給対象者のところで、現在の条例第2条第2項では規則で定める特定疾病に罹患していることというような記載になっており、この登録者証の所持者が手当の支給対象者なのか明確でない状態になっている。今回支給要件の重要なポイントになる条例のほうを一部改正するということで、難病罹患者のうち東京都の難病医療費助成制度の対象者である方を改めて対象とすることを明確にするということで、支給要件にそちらの東京都の難病医療費助成の対象者というところを明記するとともに、併せて支給期間のところを補足説明するという内容の改正になる。説明は以上となる。

○藤原委員長 これをもって市側の説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

池田けい子委員。

○池田（けい子）委員 難病医療費助成制度非該当者になった方に今度新たにということだと思うが、多摩市内で今回対象となる方がどのぐらいいるのかわかるのかどうかということが1点と、あとハローワーク等に行って証明として利用できると言っているが、それ以外に何かメリットがあるのかどうかの2点お聞きしたいと思う。

○平松障害福祉課長 まず非該当になった方の想定数であるが、現在難病医療費助成の対象者が約900人おられる。その中で毎年非該当になる方が数十名程度いるが、もしかするとともに認定が出ない程度の軽症の方には医師が申請を勧めないというところで、潜在的にはもう少しいる可能性があるかと考えている。

制度のメリットであるが、今のところハローワークで難病の方を雇用する企業向けの奨励金があるので、そういったところで使えるということである。ほかにも今後拡大してくることが予想されるが、今のところほかのメリットとしては特に大きなものはないという形になる。ただ、登録

者証は病名が入らない形式のものだと聞いているので、人によっては病名を知られずにその制度を利用できるというところでメリットを感じる方がおられるかもしれないと思っている。

○池田（けい子）委員 では、潜在的にいるであろう方々に対して今回のお知らせをどのようにされるお考えがあるのかを伺いたいと思う。

○平松障害福祉課長 難病医療費助成の制度については東京都で周知を行っており、多摩市もそれに基きき手当等の周知をしているところである。今回の登録者証については、どのようなメリットがあるのかということもあるので、東京都の動向を見て、周知が必要かどうか改めて検討していきたいと思っている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

池田桂委員。

○池田（桂）委員 難病の方というと、高齢者の方だとパーキンソン病の方等が結構ふえてきていると思うが、全体としてこういった対象になる難病の方の病気の種類にはどういった種類が多いのかをお伺いしたい。

○平松障害福祉課長 対象となる難病の種類であるが、非常に多岐にわたっており、どんどんふえているような状況である。まずは国の法律、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成が341種類ある。東京都が単独で実施している難病医療費助成もあり、そちらは8疾病。あと国の特定疾患治療研究事業に基づく医療費助成が4疾病ある。また、特殊医療対策に基づく医療費助成ということで、人工透析を必要とする腎不全などはこちらの2疾病の中に含まれている。合計355疾病で、病気の種類については本当に多岐にわたるものということで考えていただければと思う。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第88号議案多摩市特定疾病者福祉手当条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

（賛成者挙手）

○藤原委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、所管事務調査 認知症の方及びそのご家族が、地域で安心して暮らすための支援についてを議題とする。

本件は継続案件である。

本委員会では、4月に訪問した市内の認知症カフェが、認知症の方及びそのご家族が地域で安心して暮らすための重要な役割を果たしていることを再認識し、カフェの数がコロナ禍前後で減少している点を大きな課題として捉え、7月に町田市に伺い、認知症カフェ等の先進的な取り組みを視察した。町田市の特徴的な取り組みとして、認知症関係については当事者の方が行きづらくならないようにとその名称を「Dカフェ」と呼び、市主催のDカフェは市内のコーヒーチェーン店舗で開催するなど多彩な主体や内容で催しており、当事者が悩みを共有するだけでなく、実現したいことを実行していく新しい形の認知症カフェとして展開されておられた。また、町田市への視察終了後に今後の所管事務調査の進め方や市への政策提言等の方針について委員間で協議をした結果、これまでの調査の成果を整理することに加えて、認知症ケアの技法として近年浸透してきているユマニチュードについても着目し、秋以降の行政視察において自治体や教育現場等での先進事例を調査することとした。

ここまでこのように進めてきたが、今後もこれまでに整理された課題等を中心に先進市の視察を行うなど調査研究を進めることにご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

最後に、所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが議会運営委員会において確認されているので、本定例会最終日に報告をする。報告の内容については、私・委員長に一任していただきたいと思う。これにご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

また、本部所管事務調査については、閉会中の継続調査の申出をいたしたいが、これにご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第7、行政視察についてを議題とする。

本委員会が調査中の所管事務調査に資するため、委員会として先進地の視察を行いたいと思う。6月の委員会では、視察を実施すること及び視察先や日程等について意見交換をした。その後の調整の結果、10月に石川県金沢市及び富山県富山市並びに公立大学法人富山県立大学へ行政視察に伺うこととした。また、11月には福岡県福岡市とオンラインで視察を行うこととした。よって、委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 ご異議なしと認める。それでは、お手元に配付した委員派遣承認要求書(案)のとおり、委員の派遣については、日程は(1)10月23日から10月24日までの2日間、オンラインによる視察は11月6日午前10時から、場所は、10月23日が石川県金沢市役所、10月24日が富山県富山市役所及び公立大学法人富山県立大学富山キャンパス。(2)多摩市議会第一委員会室にてオンラインで実施ということである。目的は、所管事務調査に位置づけている認知症の方及びそのご家族が、地域で安心して暮らすための支援についての議論を進めるに当たり、金沢市における認知症施策、富山型デイサービス推進事業、富山県立大学におけるユマニチュード教育、福岡市におけるユマニチュード推進事業、以上の先進事例について調査するためである。経費は、(1)の宿泊を伴う現地視察が約40万円、(2)のオンライン視察がゼロ円。

以上の内容で実施することにご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で実施することに決定した。

日程第8、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際、暫時休憩する。

午前11時06分休憩

(協議会)

午前11時06分開議

○藤原委員長 ここで協議会に切り替える。

協議会番号1、令和7年度以降の母子保健・児童福祉の一体的相談支援体制について、市側の説明を求める。

○金森健康推進課長 令和7年度以降の母子保健・児童福祉の一体的相談支援体制についてである。こちらであるが、少し前になるが、令和4年9月、こちらの常任委員会でプロジェクトチーム設置を報告させていただき、昨年令和5年12月に子ども家庭センターの付議資料について報告をさせていただいたところである。

このたび17回のプロジェクトチームによる委員会を経て、体制が決定したのでご報告させていただきたいと思う。

こちらの説明文の4行目、5行目にあるように令和6年4月施行の改正児童福祉法において、全ての妊産婦、子育て世帯に対して一体的に相談支援を行う機能を有する機関として子ども家庭センターの設置が市区町村の努力義務となった。この背景を含めて、令和7年度、下記の通りの支援体制としたいと思っている。

設置時期については、1番にあるように令和7年4月1日。

2、執務場所である。この一体的相談体制であるが、健康センターで母子保健をやっていて、子ども家庭支援センターで児童福祉の相談をやっている。こちらの部門の相談を集約することにしており、子ども家庭支援センターの相談部門の職員に健康センターに来ていただき、健康センターの母子保健と一体的に相談を行っていく体制を組みたいと思っている。なお、現在ある子ども家庭支援センター（たまっこ）にも職員を常駐させていただき、子育て広場やリフレッシュ時保育事業も引き続き実施する予定としている。

3、名称である。こちらであるが、「多摩市子ども家庭支援センター」という名前から「多摩市こども家庭センター（たまっこ）」に名前を変更するとともに、健康センター内の相談部門も「こども家庭センター」という名称とさせていただく。こちらは国から同一名称を使うようにと言われているので、括弧して（たまっこ）であるとか、健康センターのほうを（聖蹟）等、何か名前を今後考えていきたいと思っている。

4、組織である。健康福祉部から健康推進課の母子保健担当を子ども青少年部に移す予定にしている。子ども家庭支援センターと統合して「こども家庭センター」となる予定にさせていただいている。

5、今後の予定であるが、これらの整理に伴う条例改正を12月に上程させていただき、設置に係る費用については12月補正で計上予定となっている。説明は以上となる。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件2番、健康センター大規模改修の工事開始時期の変更について、市側の説明を求める。

○金森健康推進課長 協議案件2件目、健康センター大規模改修の工事開始時期の変更についてである。

多摩市立健康センターであるが、昭和63年度の開設以来、36年が経過した。次期改修工事であるが、令和7年度から令和10年度で本来設計・改修工事を行う予定だったが、本庁舎の建て替え時期の延期などから、健康センターの大規模改修の工事開始時期も見直しをさせていただき、本庁舎建て替えスケジュールに合わせて令和12年度から基本実施設計、令和14年度から2年間で大規模改修と、工事開始時期を変更する。

まず現状と課題であるが、4点ほどある。「公共施設の見直し方針と行動プログラム」のところで、健康センターの大規模改修や事務所機能の移転を庁舎の建て替えと併せて検討することと今までしてきた。2点目、先ほどご報告させていただいたように、児童福祉法改正によって令和7年度から子ども家庭支援センター担当と健康推進課の母子担当が健康センターで相談事業を行う予定となった。3点目に、本庁舎の建築基本計画では想定規模が1万8,300平米であるが、こちらに現在の健康推進課の一部の部署、成人担当や感染症の部門を新庁舎に移転することを今想定している。4点目に、平成29年度に行った健康センターの一部改修工事であるが、こちらはいながら工事となっていた。次の大規模改修はいながら工事が不可能となるので、健康センター内にいる関連施設が一度別の場所に移る必要があるといった課題があった。

このように様々な課題があり、こういった課題を検討した状況を2番に書かせていただいている。

まず1点目である。新型コロナウイルス感染症など新興感染症や大規模災害（風水害も含む）時の健康危機に対応するために、保健所等と連携を密に行い、市民の命を守る保健医療を担当する健康推進課の機能については、対策本部に近い本庁舎にあることが、情報連携、共有、対策実施の面から効果的、効率的と考えた。また、健康推進課（成人担当）については、新興感染症や災害時の健康危機に対応する部署として機能できる体制とし、現在進めている新庁舎竣工後に本庁舎へ移転したいと考えている。

2点目に、新庁舎が完成する令和14年度まで、健康推進課の成人担当等の事務所機能を移転させることができない。また、令和7年4月から子ども家庭支援センターの相談担当が健康センターで母子と同じく相談業務を行うことで調整しているが、今回大規模改修はしながら工事ができないので一時全て移転することになると、タイミングがいろいろと悪いところもある。こういったことから、健康センターの大規模改修の時期を遅らせることができれば、今後新たに健康センターにこういった機能を残すのかも含めて検討がなされ、それに合わせた大規模改修が行える可能性があるということで、工事開始時期を延期することとした。

また、平成29年度の一部改修であるが、あくまでも10年間の経過措置としている。そういったことから、大規模改修を延期した場合には修繕が必要となる項目がやはり出てくるので、施設保全課とも調整をさせていただいている。今後細かい点についてはまた調査をさせていただき、計画的に修繕を行っていく予定にしている。

裏面に、大規模改修のスケジュールを掲載しているのをご覧いただければと思う。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件3、新型コロナワクチン定期予防接種の実施について、市側の説明を求める。

○金森健康推進課長 新型コロナワクチン定期予防接種の実施についてということである。こちら昨年度までは法定受託事務ということで実施していたが、今年度から定期予防接種の位置づけとなった。その実施体制が固まっているので、こちらについてご報告をさせていただく。

まず1番の新型コロナワクチン定期接種の実施概要であるが、実施期間については10月7日から令和7年3月31日までとさせていただく。対象者については、①65歳以上、②60～64歳で免疫機能等に重い障がいのある方が対象となる。これは高齢者インフルエンザと対象者が同様となっている。接種費用であるが、個人の接種者の負担額は今回2,500円ということでこちらに掲載させていただいている。生活保護受給者などは無料となる。こちらに注釈をつけさせていただいているが、先週9月6日に東京都から事務連絡が来て、1,000円の補助が示された。それを利用させていただくので、東京都の補正予算が可決された場合は2,500円となる。否決されることはない

考えているが、仮に否決された場合は3,500円とする。なお、補正予算の決定は10月4日と聞いている。また、接種委託料単価については1万2,979円。国から8,300円の補助が今年度限りで出る予定になっている。都から1,000円が今年度限りで出る予定になっているので、市側は3,679円の予定となっている。

接種間隔については、毎年度1回で今後実施予定となっている。

使用ワクチンについては、こちらに書いているようにメッセンジャーRNA、組み換えたんぱくのもの、メッセージRNAレプリコンの3種類が予定されている。いずれもこちらにあるようにオミクロン株のJN.1系統のものが今予定されていると聞いている。

実施医療機関である。市内38か所にご協力いただけることになっているが、通常の受付が20か所、かかりつけのみが8か所、非公開が10か所、かかりつけに名前がなくても、ひょっとしたらかかりつけの方だけ実施をしていただけたところもあるかもしれないので、お問い合わせいただければと思っている。また、インフルエンザと同様に近隣4市と5市で乗り入れ実施をするので、八王子市、町田市、日野市、稲城市での接種も可能で、同じ金額で実施できることになっている。

市民周知である。たま広報掲載は9月20日号を予定している。それ以外に市公式ホームページ、あと実施医療機関でのチラシ等を予定している。対象者は、実施機関へ事前予約を行っていただき、保険証等を医療機関に持参し接種を受けていただくことになっている。

裏面をご覧願う。裏面については、高齢者インフルエンザとの比較表をつけさせていただいているが、実施期間が違うので、高齢者インフルエンザについては1月31日まで、これは例年どおりとなっているので、この点だけご注意ください。接種費用はほぼ同じ金額となった。それ以外は同様の内容となっている。

3番目、新型コロナワクチン接種後の健康被害救済制度に向けた相談実績となっている。8月30日現在で掲載させていただいている。こちらにあるように、令和5年度は14件の相談件数で、進達を9件させていただき、認定件数が7件、否認が1件、給付が7件となり、令和6年度に入っても、相談件数が3件、進達件数2件、認定件数4件、給付件数3件となっている。総数についてはこちらにあるとおりとなっている。(2)にあるように健康被害調査委員会の開催実績は下のとおりとなっている。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田けい子委員。

○池田（けい子）委員 接種者負担が2,500円になるだろうというところであるが、東京都が予算決定した場合となっている。だが、9月20日号のたま広報には掲載するというので、たま広報に掲載するときに東京都の補正予算が可決された場合という文言を入れるのか。

○金森健康推進課長 入れさせていただく。

○池田（けい子）委員 10月4日に確定すると言われたか。4日に確定するが7日から実施スタートという中では、期間がなくて市民の方たちも3,500円なのか2,500円なのか、1,000円の違いは結構大きいと思う。一般財源は3,679円の負担になるという中で、皆さんで協議したときに、4,679円でも市民負担は一律2,500円で決定しようというような協議にはならなかったのか。

○金森健康推進課長 こちらの接種者の負担額であるが、これは5市で調整させていただいた金額となっている。当初は1,000円の見込みはせずしていた。ほかのB類の定期予防接種も接種単価の大体半額程度を自己負担とさせていただいている。今回は国の補助を除いた額の約半額ということで3,500円をもともと想定していたが、その補助をいただくということで今回2,500円とした。これも5市で合わせて実施をすることにしている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

きりき優委員。

○きりき委員 今回の新型コロナワクチン接種対象者は、65歳以上と60歳以上の基礎疾患を持っている方ということである。できれば医療従事者の方も対象にしてほしいという声を聞くわけである。今回国では対象外となった。ぜひそういったことも検討していただきたいが、市の考えとしてはいかがか。

○金森健康推進課長 コロナウイルス感染症に関しては、医療従事者の方や介護従事者の方は非常に感染対策・感染予防に気をつけて実施されているということは承知しているところである。ただ、このワクチン接種については今回定期接種という形で決定したので、今年度現在については、それ以外の任意接種について何か補助制度というのは現在のところ考えていない。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会案件4、健康保険証の廃止について、

市側の説明を求める。

○河島保険年金課長 資料をご覧ください。12月2日で現行の健康保険証の交付が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに変わる予定となっている。ただし、1年間の経過措置が設定されている。

(1)スケジュールである。12月2日以降はマイナ保険証をお持ちの方にA4版の「資格情報のお知らせ」をお渡しする。マイナ保険証をお持ちでない方については「資格確認書」をお渡しする。

(2)のとこになるが、現行の健康保険証、令和6年12月1日時点で有効な保険証は引き続きお使いいただけるので、12月2日以降は新規に国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入する方、氏名や市内転居などの表示内容に変更がある方、そして現行の健康保険証を紛失されて再発行を希望する方などは、(1)の①か②をお渡しすることになる。(1)の下になる。各括弧書きのところである。それぞれ現行の有効期間になっており、70歳以上の方にお渡しする高齢受給者証は令和7年7月31日、69歳以下の方となっているが、現行の国民健康保険の被保険者証は同年9月30日、後期高齢者医療保険制度については同年7月31日までとなっている。この期間までは、資格がある方については現行の保険証をお使いいただく。ついては、それぞれの有効期間前、来年度であるので具体的な周知方法は未定であるが、被保険者の皆さんが混乱しないように周知を進めていきたいと考えている。もちろん、この12月2日以降の変更についても、この秋に周知をしていく予定となっている。

(3)資格確認書の件である。国では原則申請となっているが、マイナ保険証をお持ちでない方のうち①から③に該当する方、先ほどの説明と表現は少し異なっているが、紙の被保険者証が使えなくなった、再発行である。そして括弧書きの有効期限切れを含むところになるが、例えば外国人の在留期間更新の方が該当しているが、それらの方には申請不要で資格確認書を交付する予定である。最後の要申請となっている対象者の方は、既にマイナ保険証をお持ちの方で①または②に該当する方になる。私どもの医療保険者で事前にその情報を把握できる環境にないので、一度は申請をお願いしたいと考えている。現在資格確認書等の様式等については、国からまだ省令が示されておらず、確定できていないところがある。確定でき次第、こちら周知内容に含めていく。説明は以上となる。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田桂委員。

○池田（桂）委員 資格確認書の有効期限はどれぐらいになるのか。

○河島保険年金課長 まだ確定はしていないが、現行の国民健康保険の被保険者証と同じように2年ということで現在想定している。

○池田（桂）委員 有効期限が2年後に来たときに、資格確認書をまたさらに使えるようにするには申請が必要になるのか。

○河島保険年金課長 現在予定として考えているのは、一度申請していただいた方には、その後の更新の際は職権でお送りするような予定でいる。

○池田（桂）委員 マイナ保険証自体は強制ではないので、やはり紙の保険証でなければ嫌だという方も市民の方の中にはおられるので、今後もそういった方たちへの配慮はお願いしたいと思う。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

藤條たかゆき委員。

○藤條委員 ちなみにこの資格確認書の発行には今ニュースを見ると240億円ぐらいかかるという話もあるが、この資格確認作業はなくせないし、貸し回しによる不正利用も、結局この紙ベースだったら何ら変わらないわけである。そうした問題を一向に解決せずに追加のお金だけかかって全くデジタルに対応していない。こういった対応で何がしたいのかさっぱりわからないが、今後こうした紙の資格確認書をずっと使い続けていくことにあまり合理性を感じないが、そこについて所管の考えをお伺いしたいと思う。

○河島保険年金課長 今後マイナ保険証に一本化ということで国の方向性が示されているが、紙の健康保険証を継続させたい、あとはオンライン資格確認はいろいろな条件があって使うことが難しいという方もおられるので、その中で安心して被保険者の方に保険診療を受けていただくために、いつまで資格確認書を継続するのかまだ国から示されていないが、そこも含めた経過措置期間であるかと考えている。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件5、多摩市国民健康保険運営方針の策定について、市側の説明を求める。

○河島保険年金課長 それでは、資料をご覧ください。多摩市

国民健康保険運営方針の策定についてというところで、1の概要と2のこれまでの経緯を併せて説明する。

資料に記載はないが、平成25年度から多摩市国民健康保険の現状を分析し、課題を把握した上で取り組み方針を定め、保険者としての機能を強化することを目的に多摩市国民健康保険運営に関する指針として策定したのが始まりである。法的根拠があるものではなかった。平成30年度、ちょうど国民健康保険が東京都との共同運営になった年度に第2期の多摩市国民健康保険の運営に関する指針を策定しているが、この指針が令和5年度で終了となっている。令和6年2月に東京都国民健康保険運営方針が改定されている。その整合性を図りながら、これまでの多摩市国民健康保険の取り組み状況を踏まえて現状分析をするとともに、引き続き保険者機能を強化する取り組みを進め安定的な運営を目指すため、令和6年度から令和11年度までの6年間の運営方針を定めている。

新たな多摩市国民健康保険運営方針に定める内容は、次の項目を予定している。多摩市国民健康保険の現状、平成30年度から令和5年度、6年間の第2期の運営指針の評価と課題、そして令和6年度からの財政健全化に向けた方針というところで、国民健康保険運営における様々な取り組みについて、重ねての説明になるが都の運営方針との整合性を図り、現在の課題を踏まえ、多摩市国民健康保険としての方針を決めていくことになる。審議経過のところになるが、この8月に経営会議で改定の骨子について協議し、この8月同月に多摩市国民健康保険運営協議会に諮問し、現在審議中となっている。

今後の予定としては、10月中旬に国民健康保険運営協議会より答申をいただく予定となっている。その後、内部の手續である経営会議で原案を決定したいと考えている。そして12月に、この健康福祉常任委員会協議会で報告をさせていただきたいと考えている。なお、諮問の際の第2回国民健康保険運営協議会の資料は、既にホームページに掲載している。説明は以上となる。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、協議会案件6、生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、項目6番、生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について報告をさせていただきます。最初の資料をご覧ください。

項目1、しごと・くらしサポートステーションの相談状況である。(1)の相談受け付け件数、一番端、令和6年度である。7月末現在の数字であるが、新規相談者数は実人数で72、生活保護へつないだ件数は13という状況である。

こちらは前回6月の常任委員会で報告させていただいた数字より50名ほど相談者がふえているような状況である。

(2)相談延べ件数の推移については、上段アに令和6年度の相談件数を棒グラフで記させていただいている。折れ線グラフに関しては令和5年の相談件数で、令和6年度に関しては令和5年度同時期よりも相談件数が低くなっているような状況である。イについては、令和5年度と令和4年度を比較した図となっている。

先に進んで、次のページ、(3)新規相談内容である。こちらは新規相談者の課題を複数回答でいただいている割合で表記させていただいている。こちらの表の下に書かせていただいているが、時期として令和6年5月～7月の状況を表に表している。相談実人数としては54名の方がおられ、課題類型だと複数回答で111件という状況である。こちらは前回の常任委員会では2月～4月までの期間を報告させていただいているが、変化が見られたところとしては、相談件数がふえている箇所であるが、下から数えて7番目、家族との関係が2月～4月に比べて相談件数が若干ふえているようなところである。加えて、下から数えて4番目のひきこもり・不登校に関する相談が、2月～4月当初よりも倍の相談をいただいているというような変化が見られているところである。ほかは全体に相談状況の割合が下がっているようなところである。

(4)住居確保給付金については、一番下のグラフ、上段は令和4年度になり、真ん中が令和5年度、一番下が令和6年度ということで、件数としては少ない状況で推移しているところである。

さらにページが進んで、項目2番、参考で、多摩市社会福祉協議会の生活福祉資金特例貸し付けの償還状況である。

こちらは期間単位で対象者の方に償還の案内をしているところであるが、そこに合わせて免除となる対象者の方々もおられるので、アプローチをかけながら対応しているところである。簡単であるが、説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件7、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置に係る給付事業等の概要と実績について、市

側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、項目7番について報告させていただく。こちらは題名のとおり、定額減税一体措置に係る給付ということで現在実施をさせていただいているところである。わかりやすく表の(2)事業内容と対象数・支給実績の表を見ていただければと思う。

現在取り組んでいるものであるが、【3】・【4】、令和6年度から新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯への給付を今進めているところである。表の一番右側を見ていただければと思うが、現在確認書ということで対象となる皆様方に通知を発送させていただいて、人数が2,406世帯、実際に支給決定に至った人数としては1,658世帯という状況である。今支給の取り組みをしており、約6割程度の方の支給が終了しているところである。そちら詳しくは次のページの項目2のところに記載をさせていただいている。

続いてもう1点、【5】で調整給付。こちらは定額減税に伴う調整給付補足給付で、定額減税で引き切れなかった方々に関して調整給付をさせていただいているところである。こちらに関しては、項目3番、ページだと3ページ目になるが、流れを示させていただいている。8月末に対象者の皆様に支給通知書を発送している。加えて9月3日に確認書という書類を発送させていただいている。初回支給の方は9月13日である。こちらも順次支給事務を進めているところである。

最後のページであるが、4番が東京都事業の物価高騰対策臨時くらし応援事業である。こちらに関して、7月中旬から対象となる世帯に東京都からお知らせが行っているところである。もう一つのグループとして、現在新たな給付金として対象となっている世帯に、当初12月に東京都からお知らせを送付するというお話をいただいているが、東京都ではこちらはもっと早くに対応していくというようなお話が今入ってきているので、まだ届いてない皆様方には12月よりも前の10月ぐらいに通知が届き始めるのではないかと考えているところである。説明は以上である。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件8、令和5年度生活保護費返還金の状況について(報告)について、市側の説明を求める。

○関生活福祉課長 こちら協議会資料8をご覧ください。令和5年度生活保護費返還金の状況について報告をさせて

いただく。

初めに、1ページ目をご覧ください。上のほうに表があるが、令和5年度の調定・返還・不納欠損・未済の状況についてで、まず初めに過年度分である。上の過年度分債権の繰り越しについては、一番右側になるが、1,974件、約3億5,400万円。また、その下の段の令和5年度発生債権の繰り越しが385件、約5,300万円。合わせて、2,359件、約4億700万円が令和6年度に繰り越しとなっている。過年度と比べて債権の発生件数や理由に特筆すべき変化等はなかった。

次に、令和5年度の返還率になる。返還金の発生根拠別にそれぞれの返還額と返還率を下の表に記載している。

また、2ページ目、3ページ目については、法63条返還金と法78条徴収金のより詳細な内訳と、過去5年間の返還率等を記載している。2ページ目の法63条返還金については、こちらは年金受給権等の資力があるものの、裁定請求手続中で支給が始まっていないなど、急迫のために生活保護を受給した場合に、当該資力が現金化された後、そういったときの保護費の範囲内の額を福祉事務所が後で返還をさせるものになる。

また、法78条徴収金については、こちらはいわゆる不正受給の部分になる。こちらで不正に受給した分を徴収するものとなる。受給中のケースに対しては、いずれもであるが、ケースワーカーから継続的に納付指導を行っているが、なかなか本人の同意が得られない困難なケースが多いところでもある。

続いて、4ページ目、不納欠損となる。令和5年度は合計して178件、約2,500万円の不納欠損を行った。不納欠損の対象となった債権者のうち約8割が生活保護が既に廃止となっている方になっている。生活保護廃止の債務者については、所在調査等を行い、定期的に督促催告を実施しているところであるが、分割納付等の誓約が取れないまま時効を迎えてしまうケースがあるところである。

最後に、生活福祉課における対応ということで、こちらは7点記載している。返還金や戻入金発生の予防、そういったところを法令に基づいて債権管理を行っているところである。ただ、生活保護費の債権という性質上、資力がない債務者が多く、生活に支障がない範囲での納付指導となるため、なかなか完納とならないケースが多いのが現状である。しかしながら、定期的に督促状等を送付することでそれまで応答がなかった債務者が一括で返還する場合もあるため、継続的に事務を行う効果も感

じているところである。引き続き適正な債権管理に努める。説明は以上になる。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき優委員。

○きりき委員 なかなか難しい問題だと思うが、継続的に頑張っていたきたいと思う。特に78条徴収金についてはぜひ確実に徴収していただきたいと思うが、例えばこれは強制執行の対象になるのかどうか、そのあたりはどのようにお考えか。

○関生活福祉課長 強制というところでは、こちらは強制執行の対象にはなるので、しっかり厳しく、当然生活のある中での部分なので、そこのバランスを取りながら進めていきたいと思っている。

○きりき委員 ということは、あえてしていないということかと思う。不適切な支給になってしまっているのであれば、それは是正していただくということが平等のためにも良いと思うし、また、裁判所に訴えることによって時効に関しても更新される効果があると思うので、そういった債権の事項に関しても適切に対処していただくということで、ぜひ税金を適切に使っていただくような工夫を進めていただくようお願いする。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

池田けい子委員。

○池田(けい子)委員 そもそも不正受給が発生するというか発覚することがあるとしたら、それはどういう形で発覚するのかお伺いする。

○関生活福祉課長 主に多いのは課税調査になる。5月ないし6月に税金が確定し、その後我々が調査をかけるのであるが、その前年の1月から12月の収入が、こちらには申告をゼロ円を出していても、会社の源泉徴収等で数字があったことが発覚し、これはどういったものかというところを進めながら、こういったものについては、本人はゼロ円と書いていながら実際はあった場合、不誠実ということで第78条の対応をしているところである。

○池田(けい子)委員 就労という形でしっかりと進めながら、その報告がないということだったと思うが、そういったことの指導もしっかりとやっていただきながら、不正がないような状況での後手に回らないような指導をお願いしたいと思う。

○関生活福祉課長 こちらについては、生活保護開始の段階でもしっかりその部分のところを説明させていただき、就労すること自体は本当は自立のためには良い話であるので、そこはしっかり報告をしていただいて、その

中で適正な生活保護を進めていければと思うのでよろしく願います。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会案件9、多摩市手話言語条例の素案について、市側の説明を求める。

○平松障害福祉課長 では、多摩市手話言語条例の素案について説明させていただく。この件については、8月2日にお時間をいただき、勉強会という形で開催させていただいているので、少しは資料がかぶる分があるので、簡潔に話をさせていただければと思う。

条例制定の背景のところになる。手話言語条例の制定ということで長年市民、特に聴覚障がい者の方から要望を受けており、検討を進めてきたところである。健康福祉常任委員会でも、平成31年3月に報告書をいただき、手話言語条例の制定を目指せとの提案をいただいていたところで、手話言語条例制定の検討を進めており、ろう者とろう者以外の方が互いに尊重し合い、意思疎通を行いながら共生することのできる地域社会を目指すためということで準備を進めているところである。

条例のポイントであるが、それぞれ基本理念、市民、市、事業者、関係団体の役割というところでポイントを書かせていただいた。また、施策の推進というところで、主立った施策の推進項目を記載させていただいている。一つ一つの説明は省略させていただく。

これまでの経緯と今後の予定であるが、これまで令和5年10月から手話言語条例検討会を開催して制定に向けた検討を開始しており、市民アンケートを10月～11月に実施、その後検討会の議論を重ね、6月に庁内でも意見調整をしている。健康福祉常任委員会の勉強会を8月に開催させていただいており、検討会を4月末に開催し、条例素案と条例制定後の取り組みを検討してきたところである。現在パブリックコメントを実施しており、パブリックコメントは8月26日から9月13日、今週末の金曜日までとなっているところである。今のところ1名2件の意見をいただいております、またぎりぎりに出てくるかと予想しているところであるが、また報告させていただきたいと思う。今後は、10月にパブリックコメントを踏まえた検討会を行い、その後庁内でも議論を進め、12月議会に上程し、条例施行は1月の予定、理解促進イベントの「耳の日フェスタ」を3月8日に開催したいと考えて

いる。説明は以上となる。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田桂委員。

○池田(桂)委員 2の(6)災害時において、ろう者が必要な情報を的確に得る手段の確保に関することとあるが、何か具体的に考えておられるのか教えていただければと思う。

○平松障害福祉課長 災害時における情報の手段については、当事者の方からご意見をいただいていると思う。現在のところ「たつのこゼッケン」というのがあり、タツノオトシゴのゼッケンを配付しているが、どのぐらい皆さんが知っているのかということもあるのですが、今後こういった手段が必要なのか、こういった施策が必要なのかについて引き続き検討して実施していきたいと考えている。

○池田(桂)委員 勉強になった。ありがとう。いろいろこちらのほうに報告していただけると非常に助かるのでよろしく願います。

○藤原委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会案件10、令和5年度 多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達実績について、市側の説明を求める。

○平松障害福祉課長 令和5年度の多摩市における障がい者就労施設等からの物品等の調達実績となる。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、いわゆる障害者優先調達推進法に基づき、毎年実績を報告させていただいているところである。

資料を見ていただければと思うが、物品と役務・業務委託に分けており、物品が今年度は25件の353万8,207円、昨年度実績に比べると件数も金額も上がっているところであるが、相手先が市外の住所になってしまうが防災用品の購入、件数の面では「たまげんき」からの、市の職員が行政視察などで訪れる際の手土産、シティセールスという部分でのクッキーの購入が多くなったところである。役務・業務については、19件の1,257万5,261円で、昨年度に比べ金額はほとんど一緒であるが、件数は下がっているところである。こちらの要因としては、印刷関係で封筒への印刷、これも市外の事業者になるが、実績が少なかったところである。ただ、ロードレース関係の周知の配布というところをスポーツの部門からいただい

て実施させていただく等、引き続き各課で意識していた
だいていると考えているので、引き続き各課と連携しな
がらということで進めていきたいと考えている。

○藤原委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤原委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれ
で終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午前11時53分再開

○藤原委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午前11時53分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

藤原 マサノリ